



▲安心して子育てができる環境の整備をめざします。(写真は子育て学習センター登録グループ「ミルカース」)

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町が連携し

(仮称)広域小児急病センターを整備

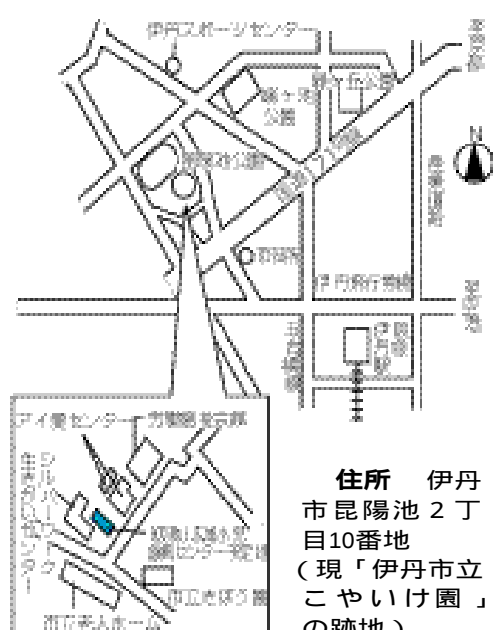
平成20年4月の開設をめざします

現在、核家族化や地域社会との希薄化、共働き家庭の増加などの社会環境の変化などにより、夜間や休日における小児救急医療に対する需要が年々増加しています。しかし、近年の小児医療を巡る環境は非常に厳しく、小児科医師の確保や財政面など、個別自治体だけでの小児救急医療体制の整備は難しい状況です。

このような事態に対応するため、伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町の3市1町は広域連携事業の一環として、平成15年度より「小児救急センター」の共同設置の協議を重ねてきました。

この結果、医師の確保の見通しがついたため、3市1町による独立型の広域小児救急医療施設を共同で設置・運営していくこととなりました。

(仮称)広域小児急病センターの設置場所



住所 伊丹市昆陽池2丁目10番地(現「伊丹市立こやいけ園」の跡地)

でその概要をお知らせします。いつから開設するの？

平成18年度に設計、同19年度に工事、同20年4月1日に開設を予定しています。

どこに設置するの？

伊丹市にある昆陽池公園の近くです(右図参照)。

町からのアクセスが容易であること、近くに目印となる施設などが点在するなどわかりやすさに優れていること、騒音対策上の問題が少ないことなどがあげられます。

また、3次救急機関である兵庫医大病院救急救命センターが近いこと、市立伊丹病院との連携が容易にできること

3月8日からスタート!

各種申請や届出が自宅のパソコンから

～兵庫県電子申請共同運営システムの運用を開始～

兵庫県および県内20市6町共同で開発してきた電子申請システムの運用を、3月8日から開始します。

電子申請とは、住民の皆さんが自宅などのパソコンからインターネットを活用して、24時間いつでもどこからでも、申請や届出ができるシステムです。利用にあたっては、パソコンの設定、各種ソフトウェアのインストール、利用者登録な

どが必要です。本町で電子申請できる手続は以下のとおりです。

くわしくはURL (http://www.sinsei.e-hyogo.jp/navigate/public/mu21/bin/index.rbz)または、町ホームページをご覧ください。

利用方法については企画政策課(766-8711) 各種証明・届出についてはそれぞれの担当課へ。

電子申請ができるもの

【保険住民課】

住民票の写し等の交付の申請

【税務課】

所得証明書/課税証明書交付申請

納税証明書交付申請

軽自動車税納税証明書交付申請(車検用)

固定資産税評価証明書交付申請

固定資産税公課証明書交付申請

固定資産課税台帳閲覧申請

町県民税特別徴収に係る給与所得者異動届

特別徴収義務者の所在

地・名称変更届

【生活環境課】

犬の死亡届

犬の登録事項変更

【健康福祉課】

医療受給者証再交付申請

【業務課】

水道閉栓届

【総務課】

公文書公開請求

【都市整備課】

屋外広告物取付完了届

屋外広告物除却(滅失)届

【保健センター】

集団胃がん検診受診希望日申し込み

(仮称)福祉の道の名称が

「ふれあいの径」に決定!

総合福祉センター(ゆうあいセンター)と社会福祉会館を結ぶ490mのルート「(仮称)福祉の道」の名称が、「ふれあいの径」に決定しました。多数の応募ありがとうございました。受賞者は下記のとおりです。

最優秀賞「ふれあいの径」矢田朋子さん

優秀賞「希望の道」上田恵美さん

優秀賞「ふれあいの小径」植田悠太さん

優秀賞「こもれびの道」東田政信さん

なお、「ふれあいの径」は、高齢者や障害者の健康増進やリハビリテーション活動、自然と触れ合う遊歩道・散策道、施設利用者の連絡道などに利用していきます。

問い合わせは、健康福祉課(766-8701)へ。

診療科目や業務は?

15歳未満児を対象とした小児科診療と、電話相談業務を

施設の機能は?

小児科の初期救急とし、入院や手術を要しない比較的軽症の患者を対象とする予定です。

なども大きな理由です。

予定しています。

施設規模や管理運営形態・診療体制・経費負担など具体的な調整事項は、引き続き3市1町で協議を重ねていきます。

問い合わせは、保健センター(766-1000)へ。



消費生活のアドバイス

> 164 <

身に覚えのない代金の請求 架空請求にご用心

【事例】法務局認定法人と名乗るところから「料金」が未納なので民事訴訟の訴状が提出されたので連絡する。民事訴訟および、裁判の取り下げなどの相談は期日までに本人から連絡するよう「に」という内容のハガキが届いた。まったく身に覚えがない。どうしたらよいのか?

【回答】利用した覚えがない架空の、有料番組サイトの利用料金・恋人紹介事業の事務手数料・総合消費料金・債権などを請求する文書が、ハガキ・電子メール・封書・電報で届いたという相談が、全国の消費生活センターへ多く寄せられています。

これは流した個人情報や名簿を使って「架空の事実」を理由に、請求書や督促状を送りつけるという架空請求です。請求書には「入金がない場合には自宅、勤務先へ回収に向く」と連絡がない場合は原告の主張が全面的に受理され、裁判所の執行官が給料の差し押さえ、動産や不動産の差し押さえをするなど、不安を感じる文言も書かれてい

ます。これは、「よくわからないこと」「もしかしてあのに入り込み、巧みな虚偽や脅迫的な文面で金銭を要求する卑劣な犯罪です。身に覚えがなければ、無視しておきましょう。記載されている連絡先に連絡をしたり、お金を支払っては絶対にいけません。郵送の場合は、請求書が実際に届いているので、事業者は名前と住所は知っていることとなります。また、電子メールの場合ではメールアドレスを、電話で請求を受けた場合は電話番号を知っていることとなりますが、それ以上知っている可能性は低くなります。新たに、住所・氏名・電話番号などの個人的な情報を知られてしまったら、今度は手紙や電話などの別の手段で請求してくることが予想されます。更なる個人情報を知られることは絶対に避けてください。

また、たとえ請求に対し身に覚えがあったとしても強引な手法で契約が成立していた場合は、自分にその意思がなければ多くの法的に救われます。不用意にお金を振り込んだり、連絡するほうがはるかに危険です。「もしかしたら」などと不審な請求に疑問が残るときは、相手側に直接連絡するのはなく、まず、消費生活相談コーナーなど公的機関に相談しましょう。疑問な点は、消費生活相談コーナー(766-1110)へ。